

重要

埼玉保発第 159 号

平成 28 年 8 月 29 日

会員 各位

公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部
本部長 長 島 友 伸



共済事業開始のご案内

残暑の候、会員の皆様におかれましては、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当本部の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当本部では、会員の福利厚生の実現を図る一環として、かねてより多くの会員様
にご要望をいただいていた共済事業を開始いたします。今般、TRA（一般社団法人
東京都不動産協会）の賛助会員として入会する運びとなりました。

つきましては、別紙の入会申込書に必要事項をご記入の上、埼玉県本部事務局まで、お
送りくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 名 称 TRA 共済制度
2. 開始日 平成 28 年 10 月 1 日
3. 入会金 なし
4. 会 費 無料（会費 5,400 円は、埼玉県本部で負担します。）
5. 対象者 当本部の会員（法人の場合には、当協会に届け出ている代表者 1 名。）
6. 概 要 本事業は、会員相互扶助の観点から次に掲げるような場合に共済給付金を
支給します。（詳細は別紙にてご確認ください。）
 - ◆ 18 歳～75 歳の会員に対する生命共済保障
 - ◆ 76 歳以上の会員に対する生命共済保障
 - ◆ 入院見舞金 ◆ 火災見舞金 ◆ 会員の配偶者弔慰金

※入会申込書の提出がない場合、共済給付金の支給は出来ません。

※その他、一定の事由に該当する場合、共済給付金は不払いとなる場合があります。

お手数ですが、9 月 16 日（金）までに「入会申込書」をご記入の上、お送りくださいます
ようお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ・入会申込書送付先】

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-4 全日埼玉会館
公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部
TEL: 048-866-5225

以上

TRA入会のご案内 [賛助会員]



関東地区に所在する全日会員限定

[神奈川 - 埼玉 - 千葉 - 茨木 - 栃木 - 群馬 - 山梨 - 新潟]



TRA

一般社団法人 東京都不動産協会

TRAとは

当協会は、全日本不動産協会東京都本部の会員を母体として、平成10年12月に社団法人東京都不動産関連業協会として東京都知事の許可を受け設立しました。その後、国による公益法人制度改革への対応として、平成23年12月に会員の事業サポートに重点を置いた法人として名称も改め、一般社団法人東京都不動産協会（略称：TRA）として東京都知事の許可を受けました。TRAは、会員皆様の事業を応援します。

▶ご提供するサービス内容

TRAでは、会員の業務支援とともに社員の皆様も含めた福利厚生事業の一環として次のような事業に取り組んでいます。

1 共済事業

TRA共済事業は、会員相互扶助の観点から次に掲げるような場合に共済給付金を支給します。給付対象者は会員（法人の場合には、当協会に届け出ている代表者1名）です。

- ◆18歳～75歳の会員に対する生命共済保障
 - ①会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき100万円を給付
 - ②会員が高度障害になったとき100万円を給付
- ◆76歳以上の会員に対する生命共済保障
会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき10万円を給付
- ◆入院見舞金
会員が病気で10日以上入院したとき、年度内に1回限り5万円を給付
- ◆火災見舞金
会員の事務所、又は現に自ら居住している住宅が、火災による損害をうけたとき5万円を給付
- ◆会員の配偶者弔慰金
会員の配偶者が死亡したとき5万円を給付

※なお、一定の事由に該当する場合、共済給付金は不払いとなる場合があります。

2 厚生事業

○観劇券特別価格や宿泊施設優待利用のご案内

- ◆ホリプロと提携し、本格的な舞台や華やかなミュージカルを特別価格にて提供します。
- ◆ウィスタリアンライフクラブ（藤田観光㈱）、フォレストグループ（㈱フォレスト）の宿泊施設を優待価格にて利用できます。
- ◆その他各社との業務提携による会員サービスメニューをご利用いただけます。

3 教育研修事業

○不動産スキルアップ研修

- ◆宅地建物取引士資格試験対策講座
不動産業に携わるプロとして宅地建物取引士は必須資格です。受験専門機関と連携して試験対策講座を開催しています。
- ◆マンション管理士・管理業務主任者資格試験対策講座
マンションの供給拡大に伴い、マンション管理組合の運営や管理に関する需要は増加することが見込まれます。受験専門機関に協力を得ながらマンション管理士・管理業務主任者の試験対策講座を開催しています。

4 不動産取引促進に関する事業

○「不動産契約書書式集」のデータ提供

- ◆TRAのホームページから重要事項説明書及び契約書の書式をダウンロードすることができます。

入会費用[賛助会員]

会費：5,400円（入会金：なし）

賛助会員

不動産業務を営み、協会の事業を賛助する個人又は法人で、全日本不動産協会関東地区協議会に属する地方本部の会員であり、当該地方本部を通じて入会申込をした者。

TRA

〒102-093 東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館
一般社団法人 東京都不動産協会 TEL 03-3222-3808
<http://www.tokyo-fudousan.or.jp/>

当会は、正会員及び賛助会員（法人の場合は当会に届け出ている代表者1名）を対象とし、下記に掲げるような場合に共済給付金を支給しております。給付事由が生じた際には当会までご連絡下さい。

◇給付内容

1 18歳～75歳の会員に対する生命共済保障

- (1) 会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき100万円を給付
- (2) 会員が高度障害になったとき100万円を給付

2 76歳以上の会員に対する生命共済保障

会員が病気で死亡又は不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき10万円を給付

3 入院見舞金

会員が病気で10日間以上入院したとき、年度内に1回限り5万円を給付

4 火災見舞金

会員の事務所、又は現に自ら居住している住宅が、火災による損害を受けたとき5万円を給付

5 会員の配偶者弔慰金


会員の配偶者が死亡したとき5万円を給付

◇申請にあたっての注意事項


下記に該当する場合は共済金等は支払われません。

- 1 入会后1年以内に自殺したとき
- 2 会費を完納していないとき
- 3 給付事由が生じた時から2年間請求がないとき
- 4 戦争又は変乱によるとき
- 5 地震、噴火、津波等天災によるとき
- 6 入会申込時の告知が事実と異なるなど、TRA 共済事業に関する規程第11条の規定に基づき提携を結ぶ生命保険会社の保険約款により支払うことができないとき
- 7 火災見舞金については、①故意又は重大な過失によるとき、②精神障害又は泥酔の状態を原因とするとき


例 入院申請の場合




(1) 病気で10日以上入院




(2) 退院後または10日経過後、事務局へ連絡



(3) 各種申請書はホームページよりダウンロードできます



(4) 申請書に記入し、入院証明書を添えて事務局へ郵送



(5) 数日後、指定口座に見舞金5万円入金



◇本件に関する問合せ先

一般社団法人東京都不動産協会 事務局

〒102-0093

千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館8階

TEL 03-3222-3808

FAX 03-3222-3640

H P <http://www.tokyo-fudousan.or.jp/> ※申請書の一部はホームページよりダウンロードできます。

一般社団法人 東京都不動産協会

賛助会員の入会について（ご案内）

【入会書類】

入会申込書はA 4（両面）1枚です。（記載例は次ページ参照）

注意事項	備考	
記入すべき箇所	太字部分	枠内をすべてご記入ください。
印鑑の押印	2か所	2か所とも 法人印（個人の場合は代表者印） にて捺印してください。
共済事業に関する告知事項	太枠線部分	会員本人（法人の場合は代表者）の内容にて、お答えください。

注意事項

T R Aが提供する共済事業においては18歳～75歳の会員を対象に団体生命保険へご加入いただきます。当該団体生命保険の加入に際して、健康状態に関する告知が必要となりますが、この告知については、「入会申込書」記入時に「健康状態に関する告知事項」に該当の有無を回答する方法にて行います。この回答の記入内容によっては以下①②となる可能性がある点に留意してください。

- ① 追加書類の提出が必要となること
- ② 団体生命保険の加入対象者から外れる可能性があること

統一コード	1. 新入会 ()	
12372	2. 継続 ()	
受付年月日	入会承認年月日	区市町村コード
平成28年8月3日	平成 年 月 日 会長 中村 裕昌 印	



一般社団法人東京都不動産協会入会申込書

このたび、一般社団法人東京都不動産協会の設立趣旨に賛同し入会の申込みを致します。

一般社団法人東京都不動産協会
会長 中村 裕昌 殿

平成 28年 8月 1日

会員の種別	賛助会員 (埼玉 県本部)				
フリガナ	ラビー不動産				
商号又は名称	ラビー不動産 株式会社				ラビー不動産株式会社 印
フリガナ	センニチ ラビオ		生年月日	昭和 54 年 7 月 23 日	
代表者氏名	全日 ラビ男		性別	男	
フリガナ	〒 330-0063				
事務所所在地 (ビル名)	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-4			TEL 048 (〇〇) 〇〇	FAX 048 (△△) △△
フリガナ	〒 331-8587				
代表者現住所	埼玉県さいたま市西区大字指扇3743番地			TEL 048 (〇〇) 〇〇	
事業の沿革	法人の設立年月日	平成 26 年 4 月 10 日		個人営業開始日	年 月 日
従業員数	3 名	資本金	1000万 円	法人・個人区分	法人
主たる事業	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 売買仲介 <input type="checkbox"/> 2. 賃貸管理 <input type="checkbox"/> 3. 建築 <input type="checkbox"/> 4. 開発 <input type="checkbox"/> 5. 総合				
免許証番号	知事 (1) ●●● 号 免許年月日 平成 28 年 7 月 25 日				
共済事業に関する告知事項 (下記注参照)	1. 代表者の方は入会申込時において、正常に勤務、もしくは健康な日常生活を営んでいますか。 はい いいえ 2. 代表者の方は入会申込時から過去1年以内に病気やけがにより2週間以上欠勤したことがありますか。 はい いいえ				
個人情報のお取り扱いについて	裏面の個人情報のお取り扱いについての説明を受け、個人情報の提供・利用について承諾しました。 商号 ラビー不動産 株式会社 氏名 全日 ラビ男 ラビー不動産株式会社 印				

注：共済事業に関する告知事項

(1) 正常に勤務していない方とは、傷病治療のため公休・休暇等で欠勤している方、または、傷病治療のため勤務先・医師・歯科医師等により就業の制限(労働時間の短縮・出張の制限・時間外労働の制限・労働負荷の制限等)を指示されている方をいいます。健康な日常生活を営んでいない方とは、医師・歯科医師の治療(指示・指導を含みます)・投薬を受けている方をいいます。

(2) 病気やけがにより2週間以上欠勤した方とは、傷病治療のため継続して2週間以上にわたり欠勤(公休・休暇等を含みます)した方をいいます。

総務部長	担当者